

身体的拘束等適正化のための規定

(医療法人社団 紀洋会 介護事業部作成)

目 的

「高齢者虐待防止及び身体的拘束禁止指針」に基づき、身体拘束適正化検討体制を整備し、緊急やむを得ない場合を除き、原則、身体拘束廃止に向けた取り組みを行う。

身体拘束適正化推進に関する事項

1, 身体拘束適正化検討委員会

(通所介護・認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・介護付き有料老人ホーム・居宅介護支援事業所)

介護事業部長を責任者とする「身体拘束適正化検討委員会」(以下、委員会)を設置する。

委員は事務長、部長、課長、相談窓口責任者の事業所所長で構成する。

委員会は3ヶ月に1回以上開催し、身体拘束廃止の取り組み及び身体的拘束の有無の確認等を協議する。協議事項は介護従事者に周知するとともに、上部、関係先に報告書として提出する。

2, 研修

研修は事業所ごとに年2回以上と新規入職者研修時に行う。

業務ミーティング等でも提供サービスの再確認と協議を行う。

3, 身体的拘束発生時の対応

「身体拘束マニュアル」に基づき対応する。

その際、家族等に緊急やむを得ない身体拘束に関する説明を行い、同意を得ること。

経過観察・再検討記録に正確に記入することとする。

この記録はその後の振り返り・教訓とするため、職員間、家族等関係者間で共有するものとする。

そのため、経過記録は入居者・家族・職員からの申し出により、所長の許可を得て閲覧できることとする。

4, その他

入居者・家族等からの苦情や相談があった場合、また、職員が自事業所等において、高齢者への虐待を発見時に速やかな対応を行うため、各事業所所長を本指針・規定対応窓口責任者と定める。

高齢者虐待防止及び身体拘束禁止指針、規定は利用者や家族等が閲覧できるように事業所内に常設し、ホームページに公表する。

平成30年5月1日施行

令和5年5月1日改定

令和6年4月1日改訂

令和7年4月1日改訂